## 環境影響評価(環境アセスメント)に係るお知らせ

平成17年5月13日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第2項の規定に基づき、「(仮称)川崎八丁畷駅前団地計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行 為者の見解を示したものです。

- 1 指定開発行為者 東京都中央区八重洲二丁目3番13号 藤和不動産株式会社 取締役社長 杉浦 重厚
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1)名 称 (仮称)川崎八丁畷駅前団地計画
- (2)種類 住宅団地の新設(第3種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域 川崎市川崎区下並木118-1 他
- 4 指定開発行為の目的及び内容
- (1)目 的 共同住宅の新設
- (2)内容

ア 区域面積 21,059㎡

イ 計画人口(計画戸数) 1,499人(497戸)

ウ 土地利用計画

(ア) 計画建物4,610㎡(イ) 駐車場2,625㎡(ウ) 車 路2,123㎡(エ) 通路・広場4,785㎡(オ) 緑 地5,392㎡(カ) その他1,508㎡(キ) 道路提供用地16㎡

工 建築計画

(ア) 主要構造 住棟・共用棟:RC 造

駐車場棟:鉄骨造

(イ) 建物高さ 地上15階 最高高さ44.5m

(ウ) 建築面積 6,440㎡

(工) 延床面積 49,990 m<sup>2</sup>

5 指定開発行為の施行期間

着手予定: 平成17年8月 完了予定: 平成19年2月

- 6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間
- (1)期間

平成17年5月13日(金)から平成17年6月13日(月)まで

(2)場 所

川崎市:川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市:鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)

(3)時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。